

# 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準（案）

# 1. 給付制度における「認可」と「確認」の関係について

※「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。

## 認 可

認可権者が定める基準（設備・運営）に基づき認可を行う。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園
- ◆保育所



〈認可権者〉  
都道府県  
指定都市  
中核市

- ◆地域型保育事業



〈認可権者〉  
市町村



### 地域型保育事業認可基準（条例）

※国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市町村が  
条例制定



## 確 認

給付の実施主体である市町村が、認可施設・事業者の中で、給付の対象となる施設・事業者を確認する。

- ◆認定こども園
- ◆幼稚園
- ◆保育所
- ◆特定地域型保育事業



〈確認権者〉  
市町村



### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（条例）

※国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が  
条例制定

※児童福祉法の条文については全て  
子ども・子育て関連3法による改正後のもの

支給認定（条例）



給付制度による  
教育・保育の提供

## 2. 子ども・子育て支援法における教育・保育給付の類型について

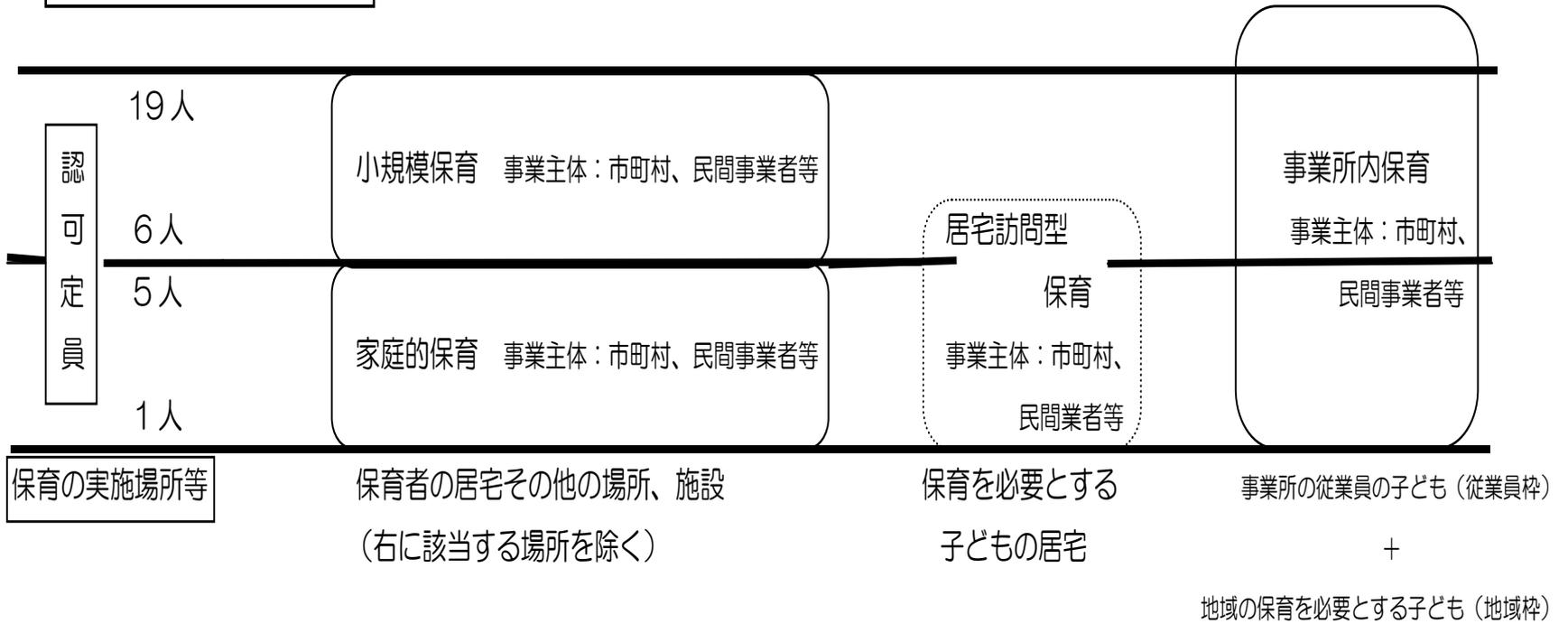
種 別		認可権者	確認権者	
教育・保育給付	施設型給付	認定こども園	都道府県 指定都市 中核市	
		幼稚園		
		保育所		
	地域型保育給付	家庭的保育事業	市町村	市町村
		小規模保育事業		
		事業所内保育事業		
		居宅訪問型保育事業		

### 3. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に基づく、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

事業	概要		利用定員
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う		5人以下
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施		
	A型	保育所分園に近い類型	6人以上19人以下
	B型	AとCの中間的な類型	6人以上19人以下
	C型	家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型	6人以上10人以下 (5年間は6人から15人とする経過措置あり)
③事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 であり、地域において保育を必要とする子にも保育を提供する ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける		19人以下
			20人以上
④居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな 保育を実施する事業 以下の場合において保育を提供する (1)障がい、疾病により、集団保育が著しく困難である場合 (2)利用定員変更に伴う受け入れ先の確保が必要な場合 (3)やむを得ない事由により施設型給付等の保育が受けられない場合 (4)母子家庭等の保護者が夜間勤務するなど、市町村が保育が必要であると認めた場合 (5)居宅訪問型保育以外の地域型保育事業の確保が困難であると市町村が認めた場合		1人

地域型保育事業の位置付け



## 4. 基準の制定にあたって

○家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。

（児童福祉法第34条の16第1項）

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

（児童福祉法第34条の16第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 5. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

### 1. 全事業共通基準

国省令 該当条	項目	国基準	従う 参酌	門真市基準（案）
第1条	趣旨	「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の該当条項	—	【基準対象外】 国と同様の表記とする
第2条	最低基準の目的	市町村の基準は利用者の心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする	—	
第3条	最低基準の向上	市町村は、事業者に対し最低基準を超えて設備及び運営の向上を勧告することができる	—	
第4条	最低基準と家庭的保育事業者等	事業者等は、最低基準を超えて常に設備及び運営を向上させなければならない。	従う	国の基準どおり
第5条	家庭的保育事業者の一般原則	①利用乳幼児の人権への配慮及び人格の尊重 ②地域社会との交流及び連携 ③保育に関する自己評価の実施 ④保育に関する外部評価の実施 ⑤必要な設備の設置 ⑥保健衛生及び危害防止を考慮した構造設備の設置	従う	
第6条	保育所等との連携	満3歳以降も適切な保育が継続的に提供されるための連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）の確保 （居宅訪問型保育事業を除く）	従う	
第7条	非常災害	①非常災害に必要な設備の設置 ②避難・消火訓練の実施（毎月1回）	参酌	
第8条	職員の一般的要件	職員の要件（健全な心身、児童福祉事業への熱意、事業に対する訓練経験等）	参酌	
第9条	職員の知識及び技能の向上	職員の知識・技能の向上、研修機会の確保	参酌	
第10条	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等の設備兼用及び職員の兼務。 （保育室等特有の設備及び直接従事職員を除く）	従う （参酌）	
第11条	利用者を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の差別的取扱いの禁止	従う	

国省令 該当条	項目	国基準	従う 参酌	門真市基準（案）
第12条	虐待等の禁止	利用乳幼児の虐待等の禁止	従う	
第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	利用乳幼児に対する懲戒時に身体的苦痛を与える等の権限の濫用禁止	従う	
第14条	衛生管理等	①利用乳幼児の使用する設備、食器等の衛生管理の措置 ②感染症、食中毒の発生、まん延の防止 ③必要な医薬品、医療品等の整備及び管理 【以下、居宅訪問型事業者のみ】 ④職員の清潔の保持及び健康状態の管理 ⑤事業所の設備、備品の衛生的管理の実施	参酌	
第15条	食事	①自園調理の実施（次項目に特例措置あり） ②献立の工夫、健全発育のために必要な栄養量の含有 ③食品の種類及び調理方法における栄養、身体的状況及び嗜好の考慮 ④あらかじめ定める献立の遵守 ⑤食育の実施	従う	
第16条	食事の提供の特例	食事の外部搬入に関する特例 ※加熱、保存調理等の設備は必要 【要件】 ①栄養面等の注意を実施できる体制及び契約内容を確保すること ②栄養士による栄養指導等、必要な配慮が受けられること ③衛生面、栄養面等の適切な調理業務ができる遂行能力を有する受託者とする ④発達段階や健康状態に応じた食事提供やアレルギー、アトピー等への配慮を行うこと ⑤食育計画に基づいた食事提供に努めること 【搬入施設】 ①連携施設 ②同一又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③義務教育諸学校又は共同調理場（離島その他地域等市町村が認める家庭的保育事業者のみ）	従う	
				国の基準どおり

国省令 該当条	項目	国基準	従う 参酌	門真市基準（案）
第17条	利用乳幼児及び職員の健康診断	①健康診断（利用開始時）、定期健診（最低年2回）、臨時健診の実施 ②利用開始前に健診を受けた場合の利用開始健診の免除及びその場合の健診結果の把握 ③医師による健診記録の作成及び必要な措置等の事業者への勧告 ④食事提供を行う職員の健康診断の徹底	参酌	国の基準どおり
第18条	家庭的保育事業所等内部の規程	運営に関する内部規程の整備 【必要な事項】 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌	
第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	帳簿（職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇状況）の整備	参酌	
第20条	秘密保持等	利用乳幼児及び保護者に関する秘密漏えいの禁止	従う	
第21条	苦情への対応	苦情受付窓口の設置及び苦情に係る市町村からの助言・指導に対する改善の実施	参酌	
第24条	保育時間	原則8時間 (保護者の労働時間等の家庭の状況を考慮して、事業者が定める)	参酌	
第25条	保育の内容	保育所保育指針に準じた保育の提供	従う	
第26条	保護者との連絡	保護者との密接な連絡	参酌	

2. 事業別基準

【保育を行う専用居室、面積基準】 (参酌すべき基準)

(参 考)

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準 (案)	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第22条	保育を行う専用の居室…9.9㎡/人 (4人以上の場合、1名につき3.3㎡以上加えた面積が必要)	国の基準どおり	【乳幼児】 保育室…概ね1.65㎡/人	【0～1歳児】 乳児室…1.65㎡以上/人 ほふく室…3.3㎡以上/ 人 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人
小規模保育事業	A型	第28条	【0～1歳児】 乳児室又はほふく室…3.3㎡以上/人			
	B型	第28条	【2歳児以上】 保育室又は遊戯室…1.98㎡以上/人			
	C型	第33条	【0～1歳児】 乳児室又はほふく室…3.3㎡以上/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室…3.3㎡以上/人			
事業所内保育事業	定員19名以下	第28条	小規模保育 (A型、B型) と同じ			
	定員20名以上	第43条	保育所と同じ			
居宅訪問型保育事業	—	—	≪訪問型事業のため設けない≫			

【屋外遊戯場】 (参酌すべき基準)

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準 (案)	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第22条	同一敷地内に遊具に適した広さの庭(*1) 2歳児以上 3.3㎡以上/人	国の基準どおり	規定なし	2歳児3.3㎡以上/人 (*1)
小規模保育事業	A型	第28条	2歳児以上 3.3㎡以上/人 (*1)			
	B型	第28条				
	C型	第33条				
事業所内保育事業	定員19名以下	第28条	2歳児以上 3.3㎡以上/人 (*1)			
	定員20名以上	第43条	2歳児以上 3.3㎡以上/人 (*1)			
居宅訪問型保育事業	—	—	≪訪問型事業のため設けない≫			

(\*1) 付近の代替地可

【職員】（従うべき基準）

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準（案）	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第23条	保育従事者 0～2歳児 3：1（補助者を置く場合 5：2） 嘱託医 ※	国の基準どおり	認可保育所に同じ 0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1
小規模保育事業	A型	第29条	保育従事者（以下の合計職員数+1名） 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医 ※			
	B型	第31条				
	C型	第34条	保育従事者 0～2歳児 3：1（補助者を置く場合 5：2） 嘱託医 ※			
事業所内保育事業	定員19名以下	第47条	保育従事者（以下の合計職員数+1名） 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医 ※			
	定員20名以上	第44条	保育従事者 0歳児 概ね3：1 1～2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1（受け入れた場合のみ） 4歳児以上 概ね30：1（受け入れた場合のみ） 嘱託医 ※			
居宅訪問型保育事業	—	第39条	保育従事者 0～2歳児 1：1			

※ 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

【保育従事者の資格要件】 (従うべき基準)

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準(案)	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第23条	家庭的保育者(＋家庭的保育補助者) (*1)	国の基準どおり	保育士又は看護師 1/3以上	保育士
小規模保育事業	A型	第29条	保育士 (*2)			
	B型	第31条	保育士 1/2以上 (*2)			
	C型	第34条	家庭的保育者(＋家庭的保育補助者)			
事業所内保育事業	定員19名以下	第47条	保育士 1/2以上 (*2)			
	定員20名以上	第44条	保育士 (*2)			
居宅訪問型保育事業	—	—	必要な研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者			

(\*1) 市町村が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

(\*2) 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

【給食】 (従うべき基準)

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準(案)	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第22条 第23条	自園調理(調理業務の委託可) (*1) ※連携施設等からの搬入可 調理設備が必要 調理員 (*2) ※子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可	国の基準どおり	自園調理 調理室が必要 調理員	自園調理 (調理業務の委託可) 調理室が必要 調理員 (委託の場合不要)
小規模保育事業	A型	第28条 第29条	自園調理(調理業務の委託可) (*1) ※連携施設等からの搬入可 調理設備が必要 調理員 (*2)			
	B型	第28条 第31条				
	C型	第33条 第34条				
事業所内保育事業	定員19名以下	第28条 第47条	自園調理 (*1) ※連携施設等からの搬入可 調理室(定員20人以上)が必要 調理設備(定員19人以下)が必要 調理員 (*2)			
	定員20名以上	第43条 第44条				
居宅訪問型保育事業	—	—	≪調理及び食事の提供は行わない≫			

(\*1) 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり

(\*2) 調理業務の委託、連携施設等からの搬入を行う場合は不要

(参考) 調理室…調理するための設備備えた部屋 調理設備…調理するための設備(加熱、保存等)

【連携施設等】（従うべき基準）

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準（案）	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準
家庭的保育事業	—	第6条	連携施設の設定が必要（*1）	国の基準どおり	規定なし	規定なし
小規模保育事業	A型	第6条	連携施設の設定が必要（*1）			
	B型	第6条				
	C型	第6条				
事業所内保育事業	定員19名以下	第6条	連携施設の設定が必要（*1）			
	定員20名以上	第6条	連携施設の設定は一律には求めない（*2）			
居宅訪問型保育事業	—	—	連携施設の設定は一律には求めない（*3）			

（\*1） 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めない経過措置を設定する

（\*2） 地域枠の3歳未満の子どもについては連携施設が必要

（\*3） 障がいや疾病のある子どもへの保育を行う場合には、子どもの状況に応じ適切な専門的支援等が受けられるよう、あらかじめ障がい児入所施設等の連携施設が必要

【施設の基準】（参酌すべき基準） ※建築基準法、消防法を踏まえることを基本とする。

事業名	類型	国省令 該当条	国基準	門真市基準（案）	大阪府認可外指導監督基準	大阪府児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準		
家庭的保育事業	—	第22条	火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること					
小規模保育事業	A型 B型 C型	第28条 第33条	【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける場合】 イ 耐火建築物又は準耐火建築物であること ロ 保育所等に乳幼児の転落防止設備を設けること ハ 下記の施設又は設備が1以上設けられていること					
				階	区分	施設又は設備		
			2階	常用	屋内階段、屋外階段	国の基準どおり	小規模保育と同じ	小規模保育と同じ
				避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、待避用バルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段			
			3階	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段			
				避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段			
			4階以上	常用	屋内階段（建築基準法施行令上）、屋外階段（建築基準法施行令上）			
避難用	屋内階段（建築基準法施行令上）、耐火構造の屋外傾斜路（建築基準法上）又は準ずるもの、屋外階段（建築基準法上）							
		【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合】 上記イ～ハ及び以下の二～チの事項 ニ ロに掲げる施設が避難上有効な位置で保育室等からの歩行距離が30m以下であること ホ 調理設備をそれ以外が耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されていること ハ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること ト 非常警報器具又は非常警報設備及び火災通報装置を設けること チ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防災処理が施されていること						
事業所内保育事業	定員19名以下	第43条	小規模保育事業と同じ					
	定員20名以上	第43条	小規模保育事業と同じ					
居宅訪問型保育事業	—	—	—					

【定員の設定】（参酌すべき基準） ※事業所内保育のみ

国 基 準	
事業所内保育事業者は、以下の利用定員の区分に応じ、その他の乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。	
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人～5人	1人
6人・7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人以上	20人

門真市基準（案）
国の基準どおり